



総行資第54号
平成31年4月1日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省選挙部長
(公印省略)

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限の延長について (通知)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18に規定する個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限は、平成31年12月31日までとされていたところですが、この度、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)により、当該期限が平成36年12月31日まで延長されることとなりました。つきましては、運用に当たって遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内指定都市選挙管理委員会及び関係政治団体に対して周知方お願いします。

なお、この通知は、地域の元気創造プラットフォーム(総務省・全国自治体情報共有データベース)における「調査・照会システム」を用いて電磁的記録を送信することにより行うこととし、書面の発送は行わないので御留意ください。